

## 第 75 回 杜の都の環境をつくる審議会 議事録

日 時：平成 28 年 11 月 9 日（水）13 時 00 分～15 時 40 分

会 場：市役所本庁舎 2 階 第二委員会室

出席委員：涌井会長、中静副会長、板橋委員、内海委員、小貫委員、小嶋委員、近藤委員、  
瀬上委員、米倉委員、渡邊委員（計 10 名）

欠席委員：塩谷委員、清和委員（計 2 名）

事務局：建設局長、次長、次長兼道路部長、百年の杜推進部長、参事兼百年の杜推進課長、  
公園課長、河川課長、百年の杜推進課企画調整係長、同緑化推進係長、同緑地保全係  
主任、公園課主幹兼青葉山公園整備室長、同主幹兼海岸公園整備室長、同施設管理係  
長、同建設係長（計 14 名）

（報告事項説明員等）

都市整備局都市計画課地域計画係長、北道路建設課長、同道路第一係長、同施設係長  
（計 4 名）

司 会：佐々木参事兼課長：百年の杜推進部参事兼百年の杜推進課長

### 1. 開会

○事務局（佐々木参事兼課長）

－開会－

○事務局（村上局長：建設局）

－挨拶－

○事務局（佐々木参事兼課長）

－配布資料の確認－

○涌井会長

－議事録署名人の指名、傍聴ルールの説明－

・議事録署名人：涌井会長、瀬上委員

（了承）

### 2. 議事

#### (1) 審議事項

##### ①保存緑地の区域変更について

○事務局（菅原主任：百年の杜推進課緑地保全係）

－資料説明（資料 1）－(1) 審議事項説明

○涌井会長

・緑地の実態が無くなった保存緑地について区域を変更したいということと、保存緑地の総量としては減ってはいるが、一方で特別緑地保全地区の新たな指定や青葉山保存緑地の一部寄附があるなど緑地の保全の努力をしているという説明であった。何か意見はあるか。

○小貫委員

・現在、保存緑地として指定されている青葉山に東北大学の新キャンパスをつくるための開発をしているが、保存緑地の指定区域を外すか外さないかについては何を基準に決めているのか。

○事務局（菅原主任）

- ・東北大学の新キャンパスについては、緑地の配置等について計画通り開発が行われたかを確認した後に指定区域の変更対象となってくる。

○小貫委員

- ・将来的に区域の変更を行うということで了解した。
- ・変更の時期はいつ頃か。全部の建物が建つのは随分先である。開発エリアは既に定めているので、建物が建たなくても区域変更を行える状況であるがいかがか。

○事務局（佐々木参事兼課長）

- ・新たな緑化を行った箇所は保存緑地としてそぐわないかもしれないので、開発が具体的に合った段階で所有者と協議することになる。所有者との協議が整った段階で審議会に諮ることができればと考えている。

○小貫委員

- ・了解した。

○板橋委員

- ・保存緑地の指定による開発の規制ほどの程度か。
- ・保存緑地として指定をしても、このように開発されて緑地としての機能を果たさなくなっているが、所有者の自由によっていかようにも開発できるものなのか。

○事務局（菅原主任）

- ・都市近郊の緑地を守る法律が無い状況であった昭和48年に、仙台市は独自に杜の都の環境をつくる条例を制定し、保存緑地を指定した。この条例は「条例」という性格上、法律には勝てないところがあるため、個人の財産の行使権として保存緑地を開発することには対抗できない。
- ・幸いにも多くの所有者の協力により、ほとんどの保存緑地が現在でも緑地として残っているが一部は開発されてしまったので、現在では、より強い担保性をもった特別緑地保全地区という国の法律に移行する形で保全していくこととしている。

○涌井会長

- ・当時全国に先駆けて仙台市がこのような条例を作り、我々のほうが参考になったということが記憶に新しいが、条例であるため、今説明があったように努力義務よりも少しゆるやかな、いわゆる協力要請である。
- ・保存緑地には、ほとんど公共公益施設がある。都市公園法が制定されて60年になるが、なぜ都市公園法が作られたかという、オープンスペースを空き地と誤解して、様々な公共公益施設が設けられたことにある。何が優先すべき公益性が高いものなのかをしっかりと議論しなければ、保存緑地が別の公益な目的によって使われてしまうケースが多出するのではないかと。緑を守る立場として、どう考えているのか。

○事務局（佐々木参事兼課長）

- ・今回審議していただく5件のなかにも公共施設が多くある。
- ・都市計画道路については、都市計画決定を行ってから道路ができるまでの間、保存緑地として網をかけて緑を保全していこうという当時の我々の先輩方の思いがあったと考える。都市計画道路が完成すると緑地がなくなることはやむを得ないという判断があったと思う。
- ・小学校用地についても、用地取得後学校が開設されるまでの間は、良好な緑が残っているので保存していこうという思いがあったと考える。西山小学校に関して同様であったと思う。
- ・保存緑地として指定した当時、将来どうなるかをどこまで思い巡らせていたか確認できないが、期間限定という認識で保存しており、今回道路や学校が完成したので緑は無くなったが、想定通りである。
- ・今後、緑を残していくことが優先か、あるいは道路の機能や他の施設の建設用地としてやむ

を得ないと判断するか、時代の流れとともにその価値観や考え方は変わるので、その辺を見誤らないよう、バランス感覚を欠かないように会長の発言を肝に命じて判断しなければならない。

- ・今回の5件に関しては、以前から緑地としての実態が無いところを整理してまとめて今回の審議会に諮ったが、この件についてはやむを得ないところがあるというのが事務局としての考えである。

#### ○涌井会長

- ・保存緑地の母数について、特別緑地保全地区として買い上げを行い、少し上積みにはなっているが、東北大学の新キャンパスを保存緑地から外すとすると面積がかなり減る。そうした時に我々が考えていかなければならないのは、その代償性というかミティゲーション〔注釈：開発を行う際に環境への影響を最小限に抑えるための代替となる処置を行うこと〕の考え方で、別な場所に同じような緑地の担保を考えることが非常に重要である。
- ・一方で、量だけなのかというと必ずしもそうではなくて、エコロジカルネットワーク〔注釈：陸域と水域の生態系が繋がるネットワーク〕に貢献できるような残し方、あるいは代償性のある考え方を研究しておく必要がある。
- ・杜の都仙台というコンセプトを将来にわたって通底〔注釈：ある事柄や思想などがその基本的なところで他と共通性を有すること〕させるということについては、色々問題が出てくる可能性はあると思うので、その辺を念頭においてほしい。おそらく板橋委員の質問の主旨はそのあたりであったと思う。

#### ○中静副会長

- ・九州大学では生物を一種類も無くさないという方針でミティゲーションを行っている。
- ・あいち方式〔注釈：開発に伴う自然への影響について、回避、最小化、代償の順に検討し、開発区域外も含めて自然環境の保全・再生を促す「あいちミティゲーション」と、生態系ネットワーク形成と組み合わせた愛知県独自の手法〕では、ミティゲーションをネットワーク形成に生かしている先進的な例である。

#### ○事務局（村上局長）

- ・保存緑地制度については、いわゆる紳士協定〔注釈：正式な形はふまないが、履行されるものと相手を信頼して結ぶ取り決め〕のようなかたちで、ご協力をお願いしたいということで始まったものである。
- ・昭和48年、仙台市はまだ泉市、宮城町および秋保町と合併する前で、まさに日本は高度成長期であった。このまま都市化の勢いを黙って見ていると、色々な開発により、小動物や貴重な植物が非常に危機的な状況を迎えるということで、仙台市としては中心市街地北側の外郭部分の緑の輪を残そうと保存緑地の指定を行った。例えば、台原緑地や先程の西山小中学校である。
- ・現実的には、仙台市北部に隣接する泉市がいわゆるベットタウンとして開発が進み、仙台市内から見ると、外側の緑がどんどん無くなっていった。そういった中で、保全に協力いただける方々に対しては協定に基づき、資金的な援助も行いながら緑地の管理をお願いしてきた。
- ・都市計画道路については、昭和43年に既に都市計画決定がほとんどなされていたが、道路が整備されるまでに時間がかかるため、それまでの間、保存緑地として緑地を保全していた部分もある。
- ・生活の豊かさを追い求める一方で、人が都市の中で生きていく上で望ましい環境について、道路の部分では開発の話、そして緑の部分では保全の話とまさにその両方を担当している建設局長としては、しっかりと市民の考え、審議会での議論、意見等を傾聴しながら、無くなったものに対して代わりにどういうものが保全できるのか、そういったことも十分に意識し

ていきたい。

- ・また、市民がレクリエーションの場として入り込める里山の緑というところで緑の大切さを身近に感じていただける活動を行っている「緑の活動団体」を支援しているのも百年の杜推進部である。
- ・将来に向けて杜の都仙台の名に恥じない保存緑地行政ということについて、しっかりと我々も心に留めておきたいと考えている。

#### ○小貫委員

- ・東北大学の新キャンパス開発では、伐採した部分は補植をしたり、生物多様性に向けた色々な取組みを行っている。
- ・会長による緑の質の発言、副会長による緑のネットワーク形成についての発言を含めると、保存緑地の中の開発についても、単純に緑が無くなったから全域を保存緑地から外すのではなく、街路樹等による緑の確保を保存緑地としてみなす選択肢もあると思う。是非検討してもらいたい。

#### ○事務局（佐々木参事兼課長）

- ・保存緑地の所有者は、東北大学のように大きな力のあるところから個人の所有者の方まで様々である。たとえ大きな力のある所有者が新たに緑化したとしても、もともとの緑地が改変されてしまったら、保存緑地としてはふさわしくないという思いが仙台市にはあり、40年来保存緑地として指定はしてきているものの実態がなくなった箇所については解除してきている。
- ・今後、開発した場所を新たに緑化して生物多様性にも配慮しながら何十年後の緑として育てていくというところであれば、保存緑地としてふさわしいのではないかという議論も出てくるかもしれない。その時は改めて審議会で議論していただき、方向転換もあるのではないかと考えている。

#### ○涌井会長

- ・平成24年に制定された仙台市みどりの基本計画について、今後改訂する時にはスパイラルアップ【注釈：改善が奏効しあって継続的な改良・向上に結びつくこと】させて、量のみならず質もどう充実していくのか、併せて質が担保される方向への所有者の自主的な努力があった場合にはどうするのか、しっかり考えてほしい。
- ・ここは非常に重要なある種の分水嶺【注釈：分水界になっている山脈。雨水を異なった水系に分かつ山の峰々】だと思っている。
- ・40年前の条例は先駆的であったが、新たな世の中の方向に合うように見直す、そういった条例の見直しについても考えてもらいたい。緑の量だけでなく、質の充実についても通底した未来をつくるために、制度上のシステムについてしっかり評価していくということが大事だと思う。
- ・昭和45年頃吉阪隆正氏が作った緑で仙台市を囲む計画を手伝った記憶がある。その結果、スライド8にある見事な環状の緑地帯が奇跡に近い状況で残された。どうかそういう努力をしてもらいたい。これらのことを検討いただくことをお願いすることで、本件についてはよろしいか。【吉阪隆正氏：建築家、早稲田大学吉阪研究室が計画を提案した「杜の都・仙台のすがた～その将来像を提案する～」が発行（平成48年9月）されている。】

(委員一同了承)

## (2) 報告事項

### ①公園マネジメントについて

#### ○事務局（佐藤主任：公園課建設係）

－資料説明(資料2)－(2)報告事項①説明

#### ○近藤委員

- ・仙台市の公園に携わりいつも感じることだが、1,700箇所以上の公園の現況と台帳が全く違う場合が多い。公園マネジメントを進めていく上で、区役所などの現場を良く知る職員などが異動した場合でも、このマネジメントに携わる職員が全て同じデータを共有できる状況にしてはどうかということを提案したい。

#### ○事務局（福與係長：公園課建設係）

- ・当初公園を作ったときは現状に基づいて台帳を整理しているがその後、施設の老朽化による撤去などの情報が台帳に反映されていない部分もあるのは指摘のとおりで、我々も課題として認識している。
- ・基本方針の中に施設マネジメントの推進とあるが、これは公園施設の調査を行った上で、今後の中長期的な更新計画を立てていくものである。多くの施設があるため、一気に調査するのは難しいかもしれないが、特に安全に関わる施設については可能であれば来年度から調査を進め、随時更新して計画を作りたいと考えている。

#### ○近藤委員

- ・公園に関する物理的な施設、樹木の情報だけではなく、どのような団体が管理に関わっているかなど、ソフト面の情報も共有できると良いのではないかと。

#### ○内海委員

- ・都市のにぎわい創出の公園マネジメント事例として名古屋市徳川園の例が出ているが、仙台市の場合、飲食店を出店している事業者から出店料または借地料を徴収して公園の管理にあてる考えか。それとも、出店者に公園の指定管理者のような形ですべてを任せる考えか。

#### ○事務局（福與係長）

- ・都市公園法の設置管理許可により施設の管理は事業者が行い、その使用料を原資に仙台市が施設以外の維持管理を行うパターン。または、指定管理という形で公園施設全体を事業者任せのパターンのいずれも可能と考えている。今後、こういった形なら事業者が参入しやすいかについて検討していきたい。

#### ○内海委員

- ・指定管理のように出店者が公園の管理を行う場合、徳川園のような日本庭園ではそれなりの技術・技量が必要である。管理方法について適切か十分に確認するようお願いしたい。

#### ○米倉委員

- ・海岸公園冒険広場では、子供たちが自由に遊べる空間を作り、子供が自分の力で育つようにという思いで指定管理をしていた。その結果、一緒に遊びに来る大人たちも自分たちで作る公園だと思ったことで、時々ハード面が姿を変えていたり、色々楽しいことが集まる公園になってきていた。
- ・海岸公園冒険広場は東日本大震災の津波被害のために現在休園中であるが、休園中にも関わらず、子供をもつ親たちから再開後の様々な提案や意見をもらっている。
- ・色々な人が色々やりたいことを実現できる「公園」の可能性について、この5年間特に感じている。
- ・ヒアリング・アンケート結果の中で、「関係部局連携」との意見項目があり、公園部局と子育て関係部局の連携が必要だとか、公園部局と観光部局の連携が必要であると市民が意見している。

- ・公園で何かやりたいと思うことを問い合わせると、「それは子供未来局」「それは公園課」というようにたらい回しにされるので、行政にも対応を考えてもらわなければならないと思う。

○事務局（福興係長）

- ・ヒアリング・アンケート結果は、市民団体有識者と民間企業の主な意見をまとめたものである。
- ・公園とは色々な機能を持っている場所であるため、子供未来局、文化観光局、環境局など様々な部局との連携は必要だと思っている。
- ・今まで、公園の利用に関して許可を与えるという立場で行政を運営してきたため、利用してもらうという視点でのサービスが出来ていなかったかもしれない。今後、意識を変えて対応していかなければならないと考えている。

○村上局長

- ・市民活動団体からの「どこにいったらいいんだ」という意見は、公園だけではなく色々な部分でも言われることであるが、公園というフィールドであれば、公園を担当する部署がワンストップとなってきちっと要望を伺うべきである。
- ・市民の意見をサポートするために、公園部署だけではなく他の部局と連携を行い、より良いサービスが提供できるような取組みを公園マネジメントの中でも考えていきたい。

○中静副会長

- ・全体を通じて、基本方針に生物多様性という言葉が1つも出てきてないのはとても寂しい。
- ・今、都市と生物多様性は国際的にも非常に注目されているので、なんとかアイデアを入れてもらいたいと思っている。
- ・環境局が生物多様性地域戦略をつくっているが、公園側で生物多様性について全く反映されていないのであれば、環境局が作ろうとしている地域戦略はあまり戦略になっていないように見える。方針の中で強調していくほうが、対外的にもきちんと見えるのではないかな。

○事務局（福興係長）

- ・公園マネジメント方針には、基本方針の中の「自然との共生」において、地域生態系に配慮したみどりの利活用を施策と位置づけている。
- ・みどりの基本計画の基本方針として、自然環境の保全・再生を設定し、地域生態系あるいは生物多様性に配慮した施策を進めており、みどりの基本計画の「魅力ある公園づくりプロジェクト」を推進する公園マネジメント方針の中では、生物多様性についてはあまり強く押し出していない。

○涌井会長

- ・公園は唯一自然資本財を活用した社会資本である。国交省でも議論しており、CBI [注釈：都市の生物多様性指標 (city biodiversity index)] が明確に都市評価の指標の1つになるようとしている。
- ・種別と規模によるが、公園が果たす生物多様性に関わる役割は極めて大きい。そういう視点を忘れないようきちんと方針へ書き込んだほうがいいと思う。
- ・我々の先輩の努力により公園のストック量が増えたが、財政は福祉・医療分野にウエイトがおかれて公園の維持管理に財源が回らなくなったため、維持管理費をまかなうために公園マネジメントをするという視点が出てきては決して良くないと釘を刺しておきたい。
- ・公園は自然資本を活用した社会資本であって、より市民に開放し、魅力ある存在であり、利用効用が発揮できるものとするために、市民の力を借りながら取り組んでいくという視点を常に忘れないでほしい。
- ・オフィス街にある公園、住宅地の中にある公園、規模のある自然度が高い公園などそれぞれの個性と連動した柔軟な施策体系をどう組み上げていくのか、次の審議会までの宿題として

きちんと考えてほしい。都市公園法改正の動向も確認しながら、しっかり取り組んでほしい。

○事務局（岡本部長：百年の杜推進部）

- ・中静副会長の発言にあった生物多様性については、公園マネジメント方針の基本方針「自然との共生」の中で実現する事項であると考えている。具体的に生物多様性と記されていないが、本日の審議会の意見ということで方針の中に入れていき、涌井会長の発言にあったそれぞれの種別、場所も意識しながら、役割も考えて位置づけていきたいと思う。方針をしっかり定めて位置付けた上で、具体的な話に入っていきたいと思う。

○渡邊委員

- ・基本方針（公園を核とした都市の魅力向上）に係る主な対象公園位置図は、例えば3つのカテゴリーを地図に落とし込むとこのような感じというくらいで受け止めたら良いのか、それとも、これは基本方針の一部だと受け取るかで、全く意味付けが違ってくる。
- ・生物多様性の発言についても、この地図に落とし込む場合を考えると、海岸公園での賑わい創出も大事だが、一方でみどりの基本計画で沿岸部からの距離に応じて5色くらいのゾーニングのイメージとの関連性だとか、都心部地域一様にピンクになっているが、勾当台公園、西公園と大年寺山公園を同じで良いのかとか、こういったところも今後詰まってくるのであれば、そういったところも丁寧に考えてほしい。

○事務局（福與係長）

- ・この公園位置図はあくまで主な対象公園のイメージである。
- ・台原森林公園であれば森林がメインの公園なので、その意味では自然との共生のカテゴリーであるが、この公園の一部にはアスレチック広場もあるので、そこは賑わいを創出するカテゴリーになる。同じ公園の中でも役割分担が出てくると考えているので、具体的に公園単位で基本方針に位置付けることはしない予定である。

○小貫委員

- ・米倉委員の発言に、使う人が自分たちの公園だと思って、やりたいことができる公園のために、自分たちがきちんと関わろうというスタンスが見えてきたということがあったが、非常に大事な点であると感じた。
- ・資料2の14の「地域コミュニティの醸成」で地域の特色ある公園整備とあるが、特色ある公園整備というよりもより利用される公園になるために、ニーズをきちんと拾って、ニーズを含めた整備計画や公園づくりが、その後の地域の方によるマネジメントに繋がると思う。是非そういうところも方針に入れてほしい。
- ・アンケート調査回答のとりまとめで「管理している公園の利用促進のために一定条件を定めて認めても良いと思う行為は何か」という質問に対して、ボール遊びなど挙がっているが、やはり公園で禁止されている事がとても多くて公園と日常生活を切り離しているように思う。
- ・公園でやりたいことをやるために、市民は公園に対してどのような努力や関わり方をするのかきちんと考えると、マネジメントに繋がると思うので検討してもらいたい。

○瀬上委員

- ・最近、イベント会場で事件が起こったが、市民団体、企業、カフェ、市役所などいろいろな方が公園の管理に協力するのは良いが、安全に対する境界線が曖昧になり、安全に対するチェックが外れてしまうことがあるかもしれない。
- ・アンケートではバーベキューや花火という声も挙がっており、公園を様々な利用するのは良いが、安全に公園を利用するために全体を管理する部署も必要である。

○事務局（岡本部長）

- ・公園の利用を促進していくとたくさんの人たちの関わりが出てくると思う。
- ・すべり台、ブランコ、砂場の三種の神器を1つ1つの公園に整えるのではなく、例えばボー

ル遊びができる公園、また違うところでは小さい子供が遊べる公園というような役割分担により、地域の中でそれぞれの公園が地域として完成するようなやり方をすることによって変えていくやり方も考えられる。また、ニーズを把握、満足しながら安全を確保するやり方も考えられると思う。

- ・具体的な話はこれから詰めていきたいが、そういうことをする事によって使っていただくことが大切だと思う。

○涌井会長

- ・本日はこういう方針、方向で検討しているという途中経過の報告であるので、各委員の皆さんから出た様々な意見に対応しながら、次回報告をもらいたいと思う。

○板橋委員

- ・公園の概要、関係団体などの情報を加えた仙台市の公園マップのようなウェブサイトを立ててほしい。マップをプリントアウトして公園を目当てに街歩きをするような広がりが出たり、とても良い情報提供になると思う。

○事務局（福與係長）

- ・公園の利活用を進める上で、情報発信は非常に大事な視点だと思っている。この施策の中に位置づけていきたい。当面のところ、仙台市のホームページの中に少しずつではあるが、公園の情報をアップしている状況である。より使いやすくなるようにこれからも検討していきたい。

## ②西公園再整備事業について

○事務局（神名川技師：公園課建設係）

－資料説明(資料3)－(2)報告事項②説明

○涌井会長

- ・平成17年度から実施してきている西公園整備事業の中間報告となるが、何か意見はあるか。

○板橋委員

- ・源吾茶屋前の駐車場整備による支障木伐採とあるが、伐採する木の中に樹齢の長い保存すべき木は含まれていないのか。移植は検討せず、すべて伐採してしまうのか。

○事務局（福與係長）

- ・源吾茶屋前の樹木はイチョウであるが、樹高約10メートルで近くの大イチョウと比較すると小さいものである。
- ・移植する場所が他にないことから移植は検討せずに伐採することにした。

○涌井会長

- ・この事業は平成33年度完了予定ということであるが、今回の中間報告についてはこれで良いか。

(委員一同了承)

## ③雨宮キャンパスについて

○事務局（中川係長：百年の杜推進課緑地緑化推進係）

- ・始めに本件をこの審議会へ報告するに至った経過を説明する。本件についてはこれまで都市計画審議会において、地区計画の決定にあたり計画の概要について説明・審議し、また環境影響評価審査会において、計画の概要・既存樹木取扱いについて説明審議を行った。
- ・仙台市みどりの基本計画においては、当該施設は「仙台都心部緑化重点地区」の計画において、東北大農学部跡地の有効利用検討と記されている。この度、東北大学から跡地を取得し



た事業者への引き渡しに向け、既存樹木の取り扱い方針が一定程度まとめられたことから、工事着手前のこのタイミングにおいて、本審議会へ事業計画の概要・既存樹木取扱いについて報告を行い、本審議会からの意見を今後の緑化計画の協議・指導の機会の中で事業者に伝えていきたいと考えている。

○事務局（中塚係長：都市整備局都市計画課地域計画係）

－資料説明(資料4)－(2)報告事項③説明

○涌井会長

- ・再度確認しておきたいが、今日審議会に報告する理由は、この雨宮キャンパスが緑化重点地区であり、併せて都市計画で地区計画を定めているためである。本来であれば事業者同士の議論であるが、仙台市が調整役になって、できるだけ望ましい緑化計画が実現できるようにどのように誘導していくかについて、審議会での議論を事業者に伝えるという意味で良いか。

○事務局（中川係長：百年の杜推進課緑化推進係）

- ・そのとおりである。

○涌井会長

- ・何か意見はあるか。

○近藤委員

- ・スライドにあった「土地利用計画」と「既存樹木の取扱い方針」の図面を見比べると、既に土地利用計画ありきで、この中でいかに樹木を残すかということを検討するだけであり、既存の樹木を残していこうなどという話はおこがましい話である。土地の記憶みたいなものを全く無視しており、これでは樹木の保存という話にはならないと思う。
- ・仙台市が乗り出した時には既にこのプランが決まっていた状況なのではないか。このプランの中では既存樹木を活かしようがない。緑化については、中川係長の発言にあったとおり樹種に郷土種を選ぶ程度の話である。
- ・土地が売られた時点で既存樹木も全て無くなったと考えて、既存樹木の保存を議論する必要は全く無いと思う。この時点で相談されても、既に遅しという感じがする。
- ・この状態で生物多様性の話もとてもおこがましいと思う。

○事務局（中川係長）

- ・元々更地での引き渡しという話があった中で、新規の植栽だけでこれまでの文脈を踏まえるのは難しいということから、これまで地域見守ってきた大径木が残されることで繋いでいける部分もあると思う。
- ・今後、全部残されるか残されないかということについては、事業者と東北大学との調整にゆだねられるが、仙台市としてはその中で存置できるもの、移植できるものについて極力残してもらえよう働きかけを行っていききたいと考えている。

○中静副会長

- ・別な事例で生物多様性に配慮した企業緑地に関わっているが、当該事業者は多摩平の森で、既存の樹木を残し、非常に上手に多摩水を利用した実績がある。このような事例も含めて今回の件もできるだけ考慮してもらおうようお願いしたい。

○涌井会長

- ・高さはだいたいどのくらいか。35～36メートル程度か。

○事務局（中塚係長）

- ・このエリアは景観計画による制限があり高さ30メートルとなっている。空地確保の場合でも高さ40メートルまでとなる。

○涌井会長

- ・最大40メートルということか。

○事務局（中塚係長）

- ・そのとおりである。

○涌井会長

- ・このような市街地のなかにある一団とした施設については、周囲からどのような眺望景観〔注釈：ある視点場から視対象を眺望したとき視覚で捉えられる景観〕が期待されているのかということ、そして敷地内の緑地環境といったランドスケープ〔注釈：景色、景観〕がどうなるのかということの2つの観点から議論してほしいと思う。
- ・今では高さ20m近い樹木も重機での移植が可能となっているので、大径木をできる限り伐採せず、土地の歴史、履歴をランドスケープ的な遺産として保全するよう事業者をお願いしたい。
- ・この事業者は宮脇方式〔注釈：潜在自然植生の木群を中心に、その森を構成している多数の樹種を混ぜて植樹する混植・密植型の植樹〕での植樹を含め、複層林をつくることにかなり熱心な事業者であるが、場違いな複層林とならないように事業者同士で調整してもらいたい。
- ・いずれにしても、市街地のスカイライン〔注釈：山や建物などの、空を背景とした輪郭線〕についてどう考えるのかということをよく議論してもらいたい。

○小畷委員

- ・付近には緑陰が享受される大きな木により、真夏にはそこだけ気温がぐっと下がり市民が涼むような勝山公園がある。
- ・この施設をみるとまわりの歩道が広く、歩行者に非常に配慮されている、勝山公園だけではなく、第二の拠点のようなかたちで緑陰を楽しめるような場所になるのではないかと思う。
- ・まわりとの関係性も配慮しながら、お金を落とさないけど遊び場があるとか、そういった人が集まれるようなことに配慮した場所がもっとあったら良いのではないかという感想を持った。

○渡邊委員

- ・近藤委員の発言と同様の印象を受けた。駐車場脇の樹木だけ残せるという見方もできるとしか受け止めようがない。
- ・都心部の大きな土地の改変をするわけだから、地表面をコントロールするイメージで我々なりにこの計画を見る必要がある。
- ・例えば、このような施設が建つと、ものすごい面積の駐車場が併設される。駐車場には植栽は適さないが、最近では地面を必ずしもアスファルトで覆わない駐車場のづくり方もある。
- ・また、このような大型の店舗については、来客が商品に集中してもらいたいがために窓をつけない。外には閉じた作りになるのが通例であるため、先程涌井会長から景観の観点での議論が必要との発言があったのだと思う。
- ・建物の緑化について、必ずしも屋上緑化に限らないが、まだいかようにも工夫の余地はあると思う。都心部の貴重な再開発の場所であるので、植栽以外にも地表面をコントロールするという視点で様々な手立てを講じてもらいたい。

○涌井会長

- ・全くそのとおりだと思う。
- ・従来ここはキャンパスであったので、地下水浸透もかなりなされていたと思う。しかし、それが全部人工面で被覆されるとヒートアイランド現象のクールスポット〔注釈：涼しさを感じる場所〕から逆転して、ヒートアイランド現象の原因にもなる。
- ・建築物の特性からいうと、輻射熱〔注釈：ある物体から放出され、他の物体に吸収されてその温度上昇に使われる熱エネルギー〕も負荷が大きくなる。また、CASBEE〔注釈：（建築環境総合性能評価システム）建築物の環境性能で評価し格付けする手法〕のまちづくり評価のよ

うな基準のなかで、全体の負荷をいかに軽減するか考えたときに、舗装面積を可能な限り有機的な舗装面に変えるとか、あるいは地下水の涵養が可能になるとか、屋上緑化を行うとか、壁面緑化も検討してもらおうとか、さまざまな形で市街地中心部の環境負荷を軽減する案を事業者に依頼して前向きに検討してもらおう方が重要だと思う。是非、事業者にお願いしてもらいたい。

○小貫委員

- ・当事者として説明すると、大学の解体工事の進め方でまだ既存樹木を残せる可能性もある。
- ・大学としても、南西部分の神社まわりの緑や沿道部分はこれまでこの土地の景観を作ってきた緑であるため、できるだけ残したいと考えている。地区計画でも通路として位置付けられている箇所面に面している大径木についても、できるだけ既存活用できないか検討している。
- ・商業施設に関しては、大規模小売店舗立地法によって緑化の面積やある程度のボリュームを確保できるが、それ以外の集合住宅部分や病院部分は、病院や集合住宅のデベロッパーに対して、どのように緑化のコントロールを行うのか教えてほしい。

○事務局（中川係長）

- ・商業施設の場合、小貫委員の発言のとおり大規模小売店舗立地法や環境影響評価審査会などのアプローチの方法があるが、集合住宅と病院については、条例で求められる緑化計画を提出する際の協議の場に限られてくる。
- ・今日議論した内容を土地を落札した商業施設の事業者だけではなく、住宅開発業者および病院にも十分説明した上で緑化計画を検討するよう協議を進めたい。

○涌井会長

- ・売り主の東北大学は買い主の事業者に対して条件を付与することができるが、既に契約をしてしまった以上、売り主から買い主に新たな義務を発生させることはできないので、仙台市との協議指導により、相手にしっかり理解してもらおうようにやるしか方法はない。
  - ・環境不動産価値を向上させることにより、自らの資産価値が高まるのだという観点から、そうした方策をとったほうが良いと説得する環境戦略みたいな方法もあると思うので、そういう観点からも指導してもらいたい。
- 以上、皆さんよろしいか。

(委員一同了承)

**④青葉通ケヤキ植栽の状況について**

○事務局（齊藤係長：北道路建設課道路第一係）

－資料説明(資料5)－(2)報告事項④説明

○涌井会長

- ・中央分離帯のケヤキは根を下に伸ばす可能性が高いが、歩道上のツリーサークルのケヤキの場合、土木的に考えると非常に狭隘な中に根鉢が成長するため根上りが生じて歩道がでこぼこする。
- ・特にインターロッキングのような舗装は、地下水が浸透するため根には良いが、根鉢の自在度をかなり確保しないと頻繁に舗装を補修しなければならない。
- ・幹の成長とともに根も成長するため、今後このような観点を忘れないでほしい。
- ・本件について、よろしいか。

(委員一同了承)

- ・この件について長年取り組んできた局長から何か説明があればお願いしたい。

○事務局（村上局長）

- ・仙台市の街路樹のなかでも定禅寺通と並んで名所となっている青葉通は、仙台市から青葉山仙名城跡に向かう道路であり、今回の報告事項にあった西公園、大橋を渡ると現在整備中の青葉山公園もあり、市民はもちろん仙台駅に降り立った方に杜の都を実感してもらえる非常に大事な道路である。
- ・市民の方々には、整備により広がった歩道空間を活用し、カフェを出すなどして街路樹を眺めながら街中を楽しんでほしい。これからも永く愛していただける道路整備、並木景観の保全に務めたい。

○涌井会長

- ・今の局長の発言については、ぜひ若手職員にその遺伝子を引き継いでもらいたい。

### ⑤仙台駅西口駅前広場バスプール拡張工事に伴う街路樹の取扱いについて

○事務局（森谷係長：北道路建設課施設係）

－資料説明(資料6)－(2)報告事項⑤説明

○涌井会長

- ・何か意見はあるか。本件についてよろしいか。

(委員一同了承)

## (3)その他報告事項等

### ①広瀬通の街路樹について

○事務局（佐々木参事兼課長）

- ・第73回審議会（平成28年7月27日）、第74回審議会（平成28年9月1日）で議論した広瀬通のイチョウの取扱いについて、市民説明会を2回開催するなど進捗があったため、青葉区より報告する。

○事務局（太田課長：青葉区道路課）

- ・前々回の審議会や市民説明会のなかで、街中の緑を大切にしてほしい、1本でもイチョウを残せないかといった意見があった。そこで、専門家の意見も踏まえて詳細な検討を行った結果、前回の審議会において、中央分離帯の中央付近にあるイチョウ1本について残置する、隣接のスペースに若木を1本新たに植栽することについて説明した。
- ・本日はその後に開催した市民説明会の状況と今後の工程について報告する。
- ・市民説明会は、10月27日木曜日に45名、10月29日土曜日に15名の市民に参加していただき開催した。本市のまちづくりと道路の役割、工事の概要、イチョウの取扱いなど、これまで本審議会でも説明した内容に加えて今後の工事スケジュールについて説明した。また、新たに撤去予定11本のうちの1本について、アエル北側の現在は橋の架け替え工事で使用しているスペースへの移植を検討している旨を報告した。
- ・説明会での主な意見を紹介すると、宮城野橋開通の状況をみて伐採の判断を行ってはどうか。道路整備により街中に自動車を入れることに対して懸念がある、という意見があった。一方、市として非常に残念だがやむを得ずイチョウを伐採するという考えは十分に伝わった、東口の渋滞解消のために早期の整備を望む、という意見も多くあった。その他、具体的にどの木を移植するのか、移植する木についての希望、伐採したイチョウの活用方法、仙台駅東口の緑の充実、工事中の交通規制についてなど様々な意見があった。
- ・今後の進め方としては、説明会の結果を踏まえて移植する木の選定、伐採したイチョウの活用方法を検討しながら工事を進めていきたい。
- ・年末、落葉の状況を見ながら残置および移植するイチョウを除く10本の伐採工事を進める予

定である。その後、渋滞の激しい西行き車線側の工事を宮城野橋供用までに整備し、続いて東行きの車線も含めて来年6月までには全ての工事を完成させたいと考えている。

#### ○涌井会長

- ・前回までの審議会で、小貫委員からの提案および板橋委員からの意見は、議論を深めるにあたり非常に重要な指摘であったと思う。
- ・やはり緑は必ずしも量だけではなく、心に残る、つまり心象風景が残る。
- ・結果として、イチョウを1本残すことになり、若木を1本植えることになり、なおかつ、アエル側に樹勢の状況を見て1本移植をする方向になったことは非常に喜ばしいと思う。
- ・局長の発言にもあったように、仙台市が持つ他の自治体には無い特性や哲学や志は何よりも優先すべきである。
- ・都市はうごめいている人の集団であり、生産の拠点でもあるから、それぞれの計画段階でフィジカル〔注釈：物質に関するさま。物理的〕な状況が色々でてくるのは当然で、その時々機能や都合があると思う。しかし、不易と流行という言葉があるように、変えてはならないものと時代に即応していくものの仕分けをしながら、原則の方向は堅持〔注釈：考えや態度をかたく守って譲らないこと〕してしっかりとした議論をした上で方向が打ち出されることを心から望みたい。
- ・小畠委員には技術的な点での尽力に心からお礼を申し上げたい。
- ・本件についてよろしいか。  
(委員一同了承)
- ・事務局にお返しする。

### 3. 閉会

#### ○事務局（佐々木参事兼課長）

以上で「第75回杜の都の環境をつくる審議会」を閉会とする。